

# バイオベンチャーアライアンス会員規約

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この事業は、バイオベンチャーアライアンス(以下「BVA」という。)と称する。

(目的)

第2条 BVAの事業目的は、公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団(以下「財団」という。)の内規であるBVA事業運営規程に定めるところによる。

(事業概要)

第3条 BVAは、前条の目的を達成するため、次の事業(以下「BVA事業」という。)を行う。

- (1) BVAは、BVA会員(以下第4条において定義される。)の技術マッチングを主な目的とした連携活動である。
- (2) 連携に参画するBVA会員は、それぞれの機関が持つ独創的な技術、製品、サービスの価値を尊重しwin-winの関係を築く。
- (3) 公的研究開発支援、国による研究開発補助金等へも、連携活動の中で必要に応じて申請を行う。
- (4) バイオジャパンなどの展示会にて、BVAの事業内容の紹介と希望するBVA会員機関の紹介を行う。
- (5) BVA会員への経営に役立つ情報の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、BVAの目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(BVA会員)

第4条 「BVA会員」とは、BVAの事業目的に賛同する企業、大学、公的研究機関その他の団体で、第5条に定める入会手続きを履践してBVAの会員となった団体をいう。

(入会)

第5条 BVA会員になろうとするものは、別に定めるBVA入会申込書及びBVA会員規約同意書に必要事項を記入の上、これらの書類を、財団に提出し、承認を得なければならない。

- 2 第1項に定める他、BVA会員になろうとするものは、その代表者としてBVA事業に関する事務を取り扱う担当者1人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、財団に届け出なければならない。
- 3 BVA会員になろうとするものは、第1項に定める必要書類の提出、前項に定める会員代表者の届出その他財団が別途指定する書類及び必要事項の届出を行い、財団からの承認を受けた後、第6条に定める入会金及び初年度の年会費を財団に支払った時点で、BVA会員としての地位を取得する。
- 4 BVA会員は、会員代表者の情報、その他第1項に定める書類に記載した情報に変更があった場合は、速やかに別に定める変更届を財団に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第6条 BVA会員は、財団に対し、毎年、下表に定める年会費を支払わなければならない。

2 BVA会員になろうとするものは、財団に対し、下表に定める入会金及び初年度の年会費を支払わなければならない。ただし、第5条第1項に定める財団からの承認が、毎年10月1日から3月31日までの間に場合には、当該BVA会員になろうとするものが支払う初年度の年会費は半額とする。

	入会金	年会費
ベンチャー・中小企業* <sup>1</sup>	5,000 円	30,000 円
大企業* <sup>2</sup>	5,000 円	70,000 円
大学、公的研究機関、公的支援機関	無料	無料
ベンチャー支援機関* <sup>3</sup>	5,000 円	30,000 円

\* 1) 資本金の額又は出資の総額 3 億円以下、あるいは常時使用する従業員の数 300 人以下の会社

\* 2) \* 1 及びベンチャー支援機関に該当しない会社

\* 3) 銀行、証券会社、ベンチャーキャピタル、コンサルタント会社、監査法人等

#### (BVA会員の遵守事項)

第 7 条 BVA 会員は、以下の各項の事項を遵守しなければならない。

- (1) 年会費を遅滞なく支払うこと
- (2) BVA 事業の目的を損なう行為、又は名誉、信用を棄損する行為を行わないこと
- (3) 本規約又は法令に違反する行為を行わないこと
- (4) 反社会的勢力からの出資、又は借入等の一切の取引、株式の割当等を行わないこと
- (5) BVA 事業の秩序を乱さぬよう誠実に行動するよう努めること
- (6) 財団に対する報告事項において虚偽の報告をしてはならないこと
- (7) 財団及び他の BVA 会員から受領した事業情報及び秘密情報を善良なる管理者の注意義務を持って管理すること
- (8) 前項の事業情報及び秘密情報について、情報提供者に無断で当該情報を利用した事業展開、開発等の行為を行ってはならないこと
- (9) BVA 会員相互間で、紛争が生じた場合は、話し合いでの解決に努めること

#### (退会)

第 8 条 BVA 会員が BVA を退会しようとするときは、別に定める退会届を財団に提出しなければならない。

2 BVA 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
- (2) 年会費を納入せず、督促を受けた後なお 1 年以上納入しないとき。

#### (除名)

第 9 条 BVA 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、財団はこれを除名することができる。

- (1) 本規約、又は法令に違反したとき。
- (2) BVA の名誉を毀損し、又は BVA の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 反社会的勢力との関係をもったとき。
- (4) 公序良俗に反する事業、活動等を実施したとき。

2 前項の規定により BVA 会員を除名する場合は、財団は、あらかじめ、当該 BVA 会員に通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。ただし、弁明の機会を設けたにもかかわらず、当該 BVA 会員が何ら弁明を行わない場合には、財団は、当該 BVA 会員の弁明を聴取することなく、除名させることができるものとする。

3 第 1 項に定める事由に基づき除名された BVA 会員のうち、財団において悪質性の高いと判断したのものについては、財団が、当該 BVA 会員の名称、除名の理由を公表することができる。

#### (会員資格の喪失)

第 10 条 BVA 会員が第 8 条又は第 9 条の規定によりその資格を喪失したときは、BVA 事業を利用する地位を失う。

- 2 財団は、BVA会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金及び年会費その他のBVA会員がBVA事業を利用するために拠出した金員等を返還する義務を負わない。
- 3 BVA会員は、BVA会員でなければ利用できない営業及び技術等にかかる事業情報及び秘密情報を記録した資料を受領し、保管しているときは、BVA会員の資格を喪失後、速やかに財団に届け出て資料の返却を行わなければならない。

(会員資格の譲渡等)

第11条 BVA会員は、BVA会員たる地位に基づく権利義務を、財団の事前の書面による同意なく、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとする。

### 第3章 事業活動

(運営体制)

第12条 本規約に規定するBVA事業の運営方針の決定、規約の変更は、財団がこれを行う。

- 2 本規約に規定する書類の提出、各種報告事項の報告窓口等のBVA事業の運営上生じる事務は事務局がこれを行う。

(BVA事業で取扱う情報の定義)

第13条 「事業情報」とは、BVA事業に関連して、BVA会員及び財団との間で共有する情報及び財団からBVA会員に提供される取引関連情報等をいうものとする。

- 2 「秘密情報」とは、次条に従ってBVA会員が秘密保持義務を負う情報の他、財団とBVA会員との間で、又はBVA会員同士で別途秘密保持契約を締結の上、開示される情報をいう。

(事業情報にかかる秘密保持義務)

第14条 BVA会員及び財団は、互いに、相手方から開示された事業情報を厳に秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、BVA会員及び財団以外の第三者に提供してはならないものとする。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- (1) 公知の情報
  - (2) BVA会員が入会する前から保有していた情報
  - (3) BVA会員及び財団以外の第三者から、秘密保持義務等を負わず適法に入手した事業情報
- 2 前項の規定に関わらず、財団は事業情報を以下の目的で使用することができる。
    - (1) BVA会員の技術・製品等を大企業等の顧客に紹介するときの活用
    - (2) 技術・製品などの密接な関連性を持つBVA会員同士の選定
    - (3) 前各号に定める他、BVA事業の円滑な遂行の実現
  - 3 BVA会員は、財団に提供する事業情報とその他の秘密情報等を自らの責任で区別して、財団に提供するものとする。
  - 4 本条第1項に定めるBVA会員の義務は、BVA会員がその地位を喪失した後も有効とする。

(情報管理)

第15条 BVA事業にかかる財団内での情報管理は、「事業情報」、「秘密情報」その他の情報ごとに財団が財団内の内規に従って適切に行うものとする。

(不保証)

第16条 BVA事業は技術マッチングを目的とするものであり、財団は、BVA会員に対し、他のBVA会員の技術水準の保証、顧客等に提供された製品の安全性、品質の保証、信用力の保証その他、BVA会員の行動や表明の内容や、その地位、資格等一切の事項について何ら保証しない。また、財団は、これらの事情に関連する一切の責任を負わないものとする。

- 2 顧客等との折衝、交渉において、財団がBVA会員を支援する際、その結果について、財団は一切の責任を負わないものとする。

#### 第4章 規約の変更

(規約の変更)

第17条 この規約は、財団が任意に変更することができる。ただし、財団は必要に応じてBVA会員の意見を参考にすることができる。

#### 第5章 雑則

(紛争の解決)

第18条 BVA会員と財団又はBVA会員相互間の紛争に関しては、誠実に協議して話し合いによる解決にとつめるものとする。

- 2 BVA会員相互の紛争に関しては、当事者間で解決するものとし、財団は当該紛争に関連する一切の責任を負わないものとする。
- 3 BVA会員と顧客等外部機関との紛争に関しては、当事者間で解決するものとし、財団は当該紛争に関連する一切の責任を負わない。

(管轄裁判所)

第19条 BVA会員と財団との間の紛争に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

- 2 本規約にかかる準拠法は日本法とする。

#### 第6章 補則

(実施細則)

第19条 この規約の施行に関して必要な事項は、財団がこれを定める。

附 則

この規約は、平成20年5月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年11月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月1日から施行する。